

(証券コード5956)
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目4番9号

トソー株式会社

取締役社長 前 川 圭 二

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットにより議決権を行使することを推奨申し上げます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 サンフラワーホール

開催場所が昨年と異なりますので、末尾「第80回定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご来場ください。

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第80期（自2019年4月1日至2020年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（自2019年4月1日至2020年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
- 第 2 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第 3 号 議 案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第 4 号 議 案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりました「お土産」は取りやめさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策に最大限にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重なご判断をお願い申し上げます。

株主総会の運営につきましては、ご滞在時間短縮化のため、事業報告については簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいりますので、株主の皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

また、株主総会会場におきましては、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況により当会場が利用できなくなる場合等、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
([https : www. toso. co. jp](https://www.toso.co.jp)) においてお知らせいたします。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(連結計算書類の連結注記表)」および「計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記(個別注記表)」につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、上記のインターネット上の当社ホームページに掲載された事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
当社のホームページアドレス <https://www.toso.co.jp>

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「スマート行使」について

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録
商標です。

① ご注意事項

「スマート行使」での議決権行使は

1 回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、
お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議
決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・
「パスワード」を入力してログイン、再度議決権
行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC
向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる 議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

（受付時間 平日9:00～21:00）

インターネットによる議決権行使は、当社の指
定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用
いただくことによってのみ可能です。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** 議決権行使ウェブサイト ***

本サイトのご利用にあたっては、こちらをお読みいただき、ご了承いただける場合は、【次へすすむ】ボタンよりご利用ください。

次へすすむ **閉じる**

クリック

【ご通知電子配信メニュー】
ご通知電子配信のお申し込みはこちら
メールアドレス確定はこちら
登録メールアドレスの変更または中止はこちら

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

● 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
● 議決権行使コードは、ご通知電子配信の案内に記載されています。
（電子メールによりご通知された場合、当該電子メール未読の場合）

入力

議決権行使コード:

クリック **次へ** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権
行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

入力

執行使書記載の「パスワード」ではなく、ご自身で入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

クリック **ログイン**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」
を入力し、「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に引き続き緩やかな回復基調にて推移しておりましたが、世界経済の減速懸念の高まりや金融資本市場の変動に加え、期間の後半には新型コロナウイルス感染症の拡大が国内外の経済に及ぼす影響が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況が一段と強まりました。

当社グループ事業に関連の深い建設市場におきましては、新設住宅着工戸数は消費増税前の駆け込み需要等により持家や分譲住宅にて一時的に増加傾向となりましたが、全体では前年を下回る水準で推移しました。また、非住宅向けの建築着工床面積も減少傾向が続くなど、取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の下で、当社グループは「Vision2025」第1フェーズ（2016～2019年度）最終年度として、引き続き主力の住宅分野の深耕とあわせて、非住宅分野や海外事業、新規領域への営業活動を展開し、成長戦略を推進しました。また、人手不足を背景とした物流関連費用や加工費が増加するなかで、原価低減活動や生産性の向上等への取り組みを進め収益改善に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は22,687百万円（前期比0.2%増加）、営業利益は900百万円（前期比30.9%増加）、経常利益は884百万円（前期比26.1%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は583百万円（前期比31.0%増加）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

(室内装飾関連事業)

室内装飾関連事業においては、消費増税後の住宅市場が低迷する中で、新製品を中心とした展示会「トーソーウインドウファッションフェア」やカーテンメーカーとの合同発表会として13回目となる「with Curtains」等のイベント開催、また非住宅市場の販路拡大を目的とした「鉄道技術展」への初出展のほか、宿泊施設を中心とした物件獲得活動を展開したことで、売上高は22,332百万円（前期比0.3%増加）となりました。セグメント利益については、資材歩留まり改善等の原価低減活動や生産性向上の推進に努め、891百万円（前期比31.9%増加）となりました。

(その他の事業)

その他の事業では、ステッキやシルバーカー等の介護関連用品の販売活動を強化し、「国際福祉機器展」への出展や新製品のプロモーション等により営業活動を強化しましたが、販売関連費用の増加等の影響を受けた結果、売上高は355百万円（前期比5.3%減少）、セグメント利益は9百万円（前期比24.0%減少）となりました。

なお、企業集団における事業の種類別の売上高の概況は次のとおりであります。

事業の種類	売上高	構成比	前期比
	百万円	%	%
室内装飾関連事業	22,332	98.4	100.3
その他の事業	355	1.6	94.7
計	22,687	100.0	100.2

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、工場生産設備、管理業務設備等に総額619百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な経済活動の停滞に加え、国内の個人消費や住宅投資の低迷、人手不足を背景とした物流費の上昇等もあり、経営環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、経営ビジョン「Vision2025」の実現に向け、引き続き新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では、住宅分野の深耕とあわせて需要の拡大が見込まれる宿泊施設をはじめとした非住宅領域の取り込みを進め、アジアを中心とした海外販売の強化や当社グループの保有技術を活用した用途開発、介護関連用品等の新規分野でのビジネス領域拡大に取り組み、持続的な企業成長を図ってまいります。また、原価低減、総費用低減の徹底を図り、高収益体質への転換と競争力強化に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第77期	2017年度 第78期	2018年度 第79期	2019年度 第80期(当連結会計年度)
売 上 高	22,479,675千円	22,471,637千円	22,651,537千円	22,687,903千円
営 業 利 益	1,007,234千円	795,436千円	688,016千円	900,574千円
経 常 利 益	999,609千円	806,201千円	701,130千円	884,428千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	702,722千円	507,623千円	445,088千円	583,053千円
1株当たり当期 純 利 益	67円11銭	49円38銭	45円19銭	62円50銭
総 資 産	21,060,411千円	20,608,279千円	20,434,625千円	20,785,654千円
純 資 産	11,447,116千円	11,698,009千円	11,772,299千円	11,782,643千円
1株当たり 純 資 産 額	1,109円29銭	1,133円26銭	1,223円39銭	1,317円05銭

(注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第77期	2017年度 第78期	2018年度 第79期	2019年度 第80期(当期)
売 上 高	21,277,736千円	21,374,958千円	21,365,835千円	21,560,382千円
営 業 利 益	793,139千円	577,203千円	481,460千円	741,239千円
経 常 利 益	813,839千円	599,618千円	519,199千円	741,173千円
当 期 純 利 益	562,051千円	377,080千円	319,832千円	499,580千円
1株当たり当期 純 利 益	53円68銭	36円68銭	32円47銭	53円55銭
総 資 産	19,779,713千円	19,522,144千円	19,299,578千円	19,831,922千円
純 資 産	10,370,478千円	10,522,465千円	10,504,633千円	10,546,055千円
1株当たり 純 資 産 額	1,008円78銭	1,023円57銭	1,096円50銭	1,184円26銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サイレントグリス株式会社	70,000千円	90.00%	スイス・サイレントグリス社製品の輸入およびカーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
トーソーサービス株式会社	50,000千円	100.00%	室内外装飾品、収納品の販売・取付施工他
P.T. トーソー・インダストリー・イン ド ネ シ ア	2,800千米ドル	97.14%	カーテンレール製品・ブラインド等製品、および付属部品の製造販売
東装窓飾（上海）有限公司	1,960千米ドル	100.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の製造販売
フジホーム株式会社	35,000千円	100.00%	介護用品の開発・販売
トーソー流通サービス株式会社	50,000千円	100.00%	倉庫業、荷造梱包業、貨物運送取扱事業

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、室内装飾関連製品の開発・製造・販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、事業展開をしております。

なお、当社はカーテンレール類、ブラインド類、間仕切類等を開発・製造・販売するとともに、建設業の許可（内装仕上工事業：国土交通大臣許可（般-28）第16989号）を受けて、取付施工を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントの内容は、以下のとおりであります。

事業の種類	事 業 の 内 容
室内装飾関連事業	カーテンレール、インテリアブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、アコーディオン式間仕切等の室内装飾関連製品の開発製造販売
その他の事業	介護用品の開発・販売、物流業務の受託

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区新川一丁目4番9号
支 店	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、さいたま支店（埼玉県）、 東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、 大阪支店（大阪府）、広島支店（広島県）、福岡支店（福岡県）
営 業 所	盛岡営業所（岩手県）、新潟営業所（新潟県）、宇都宮営業所（栃木県）、 長野営業所（長野県）、つくば営業所（茨城県）、千葉営業所（千葉県）、 多摩営業所（東京都）、静岡営業所（静岡県）、金沢営業所（石川県）、 京都営業所（京都府）、神戸営業所（兵庫県）、岡山営業所（岡山県）、 高松営業所（香川県）、鹿児島営業所（鹿児島県）
出 張 所	郡山出張所（福島県）、高崎出張所（群馬県）、浜松出張所（静岡県）、 沖縄出張所（沖縄県）
工 場	つくば工場（茨城県）、水海道工場（茨城県）、兵庫工場（兵庫県）
流通センター	茨城県（1カ所）、兵庫県（1カ所）
配送センター	札幌配送センター（北海道）、福岡配送センター（福岡県）

② 子会社

名 称	所 在 地	
サイレントグリス株式会社	本 社	東京都
	営業所	大阪府
トータルサービス株式会社	本 社	東京都
	営業所	東京都、大阪府、福岡県
	出張所	宮城県、神奈川県
P.T. トータル・インダストリー・インドネシア	本 社	インドネシア共和国
東装窓飾（上海）有限公司	本 社	中華人民共和国
フジホーム株式会社	本 社	東京都
	出張所	大阪府
トータル流通サービス株式会社	本 社	茨城県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
室内装飾関連事業	875 (250)	26名減 (2名減)
その他の事業	40 (11)	1名減 (1名増)
合計	915 (261)	27名減 (1名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員57名は含んでおりません。
2. 臨時従業員数は () 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
560 (117)	10名増 (3名増)	43.2	13.4

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員53名は含んでおりません。
2. 臨時従業員数は () 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,417,775 千円
株式会社三菱UFJ銀行	696,275
株式会社きらぼし銀行	302,500
株式会社常陽銀行	251,250
株式会社三井住友銀行	193,750

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,000,000株
(うち自己株式 1,094,826株)

(3) 当事業年度末の株主数 11,014名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
トーソー取引先持株会	463	5.20
株式会社みずほ銀行	422	4.74
十和運送株式会社	414	4.65
トーソー社員持株会	412	4.63
株式会社三菱UFJ銀行	338	3.79
第一生命保険株式会社	222	2.49
株式会社きらぼし銀行	216	2.43
株式会社常陽銀行	215	2.41
みずほ信託銀行株式会社	200	2.24
日金スチール株式会社	171	1.92

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,094,826株保有しておりますが、上記の記載からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（1,094,826株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の処分

- ・2019年7月10日の当社取締役会決議により譲渡制限付株式報酬として処分した自己株式

処分した株式の種類および数 普通株式 26,664株
処分した日 2019年7月26日

② 自己株式の取得

- ・2019年11月18日の当社取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数 普通株式 701,600株
取得した日 2019年11月19日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
前 川 圭 二	代表取締役社長	
結 束 正	専務取締役（営業本部長）	サイレントグリス株式会社代表取締役会長、 トーソーサービス株式会社代表取締役会長
八重島 真 人	取締役（管理本部長）	
森 兼 康 博	取締役（常勤監査等委員）	サイレントグリス株式会社監査役、 トーソー流通サービス株式会社監査役
久 保 英 幸	社外取締役（監査等委員）	
江 角 英 樹	社外取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 社外取締役 久保英幸氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外取締役 江角英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役 久保英幸氏および社外取締役 江角英樹氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

就任

取締役 八重島 真人 （2019年6月26日付）

退任

取締役 大槻 保人 （2019年6月26日付）

取締役 庄中 基秋 （2019年6月26日付）

取締役 渡辺 文生 （2019年6月26日付）

取締役 林 淳之 （2019年6月26日付）

取締役 久保田 英司 （2019年6月26日付）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	8 人	66,211千円（うち社外 一人 ー千円）
取 締 役（監 査 等 委 員）	3 人	24,708千円（うち社外 2 人 9,618千円）
合 計	11人	90,919千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給額には、下記の金額が含まれております。
① 当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額 3,550千円
（取締役（監査等委員を除く） 3,550千円）
② 当事業年度に計上した譲渡制限付き株式報酬 6,451千円
（取締役（監査等委員を除く） 6,451千円）
3. 報酬限度額は、下記のとおり定めております。
① 取締役（監査等委員である取締役を除く）
2019年6月26日開催の第79回定時株主総会により年額150,000千円以内。
（使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）
② 監査等委員である取締役
2016年6月28日開催の第76回定時株主総会により年額40,000千円以内。
4. 上記の他、2019年6月26日開催の第79回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金として、下記のとおり支給しております。
退任取締役 5名 256,800千円
（金額には、上記2②および過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額と、2019年6月26日開催の第79回定時株主総会決議に基づく功労加算金が含まれております。）
5. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は3名、監査等委員である取締役は3名であります。

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	久保 英幸	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、また、監査等委員会17回中17回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
取 締 役 (監査等委員)	江角 英樹	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、また、監査等委員会17回中17回に出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬 | 32,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査に対する報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、前年度の報酬実績等との比較検討を行うなど必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるP.T. トーソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次の通り決議しております。

- ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社グループは、法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するため、「企業倫理綱領」を中心とした関連規程や細則・マニュアルを整備するとともに、これらを取り纏めた「トソーグループ社員の行動基準とリスク管理関連規程集」を全従業員に配布し、その周知と運用の徹底を図る。
 - b. 当社は、グループ会社を含めたコンプライアンスに関する統括および内部統制システムの構築と維持、改善を行うことを主眼とした内部統制委員会を設置し、定期的な法令等遵守状況のチェックや各部門の法令等遵守体制の徹底を行うことにより、企業集団における業務の適正性の確保に努める。
 - c. 当社グループは、「企業倫理綱領」に反社会的勢力との絶縁に関する行動基準を定めるとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。
 - d. 当社は、社内および社外に窓口を設けた内部通報制度を整備し、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、これを理由に通報者が不当に扱われない旨を「内部通報取扱規程」に定める。
 - e. 監査室は、当社グループの法令等遵守体制および内部統制の有効性や効率性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長や取締役会、監査等委員会、内部統制委員会などへ適宜報告するとともに、被監査部門および統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
- ② 当社グループの取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 当社グループは、職務執行に係る重要文書およびその他の情報について「文書管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、保存・管理を行い、必要に応じてこれらの文書や情報を閲覧できる体制を整備する。
 - b. 当社は、「子会社の役割及び管理に関する規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、当社が設定した管理主管者が、グループ各社の非常勤取締役等を務め取締役会に出席するとともに、定期的開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて、グループ各社の業績内容やその他重要な事項について報告を受ける。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループは、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制を整備する。
 - b. 当社は、内部統制委員会を中心に当社グループのリスク管理体制の構築と維持、改善に努めるとともに、緊急事態が生じた場合には「危機管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき損害の拡大防止を図る。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社グループは、重要な業務執行に関する意思決定機関および取締役の業務執行に関する監督機関としての取締役会を、原則月 1 回開催するほか、必要に応じて開催することで機動的・効率的な経営判断を行うとともに、施策および効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
 - b. 当社は、経営全般に関する方針等の立案設定、ならびに取締役会決議事項の事前検討等を行うことを目的として、各本部長を含む経営幹部が出席する経営戦略会議を原則月 1 回開催し、効率的な業務運営を行う。
- ⑤ 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定することができる。
 - b. 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社グループの取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について監査等委員に報告する。
 - b. 当社グループの取締役および使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項を知った場合は、その内容を速やかに監査等委員会に報告する。

- c. 当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会または監査等委員に直接報告を行うことができるものとし、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - a. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査室および会計監査人との定期的な意見交換を行う。
 - b. 当社は、監査等委員が取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料を閲覧できる体制を整備する。
 - c. 当社は、監査等委員が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的に開催し、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めました。また、代表取締役社長直轄の監査室が、社長の承認を得た監査計画に基づき、内部統制システムの整備と運用状況につき、当社および子会社を対象とした監査を実施しました。

② コンプライアンスに関する取り組み

内部統制委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する統括組織として「企業倫理綱領」を基礎としたコンプライアンス体制の確認、改善に取り組みました。また、半期ごとにコンプライアンス状況の点検を実施し、各部署に対してコンプライアンスの認識と徹底を図るとともに、法令違反行為等の早期発見および是正を目的に、当社監査室および顧問弁護士を窓口とした内部通報制度を運用しております。

③ リスク管理に関する取り組み

代表取締役社長により取締役の中から選任されたリスク管理統括責任者を中心として、「危機管理規程」をはじめとしたリスク管理に関わる諸規程に基づく運営を行いました。また、当社および子会社の全ての従業員に対して、これらの諸規程を集約した「トソーグループ社員の行動基準とリスク管理関連規程集」を配布し、リスク管理体制や危機発生時の対応について徹底を図っております。

④ 子会社管理に関する取り組み

当社グループ子会社の管理体制は「子会社の役割及び管理に関する規程」に定め、経営上の重要事項の決定については「子会社の管理・運営に関する職務権限基準表」に基づき、当社取締役会で決議を実施しております。

また、代表取締役社長と担当取締役および関連部門の部門長は、四半期ごとに関係会社取締役等から業績および見通し、課題について報告を受け、必要な対応を行っております。

⑤ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令または定款に定められた事項や当社および子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けました。なお、監査等委員はこれらを監査・監督いたしました。また、業務執行に関する重要事項については、取締役会上程前に部門長も含めた経営戦略会議で十分な議論を尽くすことで、取締役の職務執行の適正性、効率性を図りました。

⑥ 監査等委員の職務執行

監査等委員会を17回開催するとともに、取締役会および重要会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け意見を表明するなど、取締役会の監督機能強化と実効性向上を図りました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、その職務の執行状況について定期的に報告を受け、意見交換を行い情報の共有化を図り、監査の実効性を確保しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,633,595	流 動 負 債	7,113,619
現金及び預金	3,729,765	支払手形及び買掛金	969,136
受取手形及び売掛金	5,802,998	電子記録債務	1,997,967
電子記録債権	2,129,095	短期借入金	1,249,550
有価証券	100,000	一年内返済予定の長期借入金	694,750
たな卸資産	3,411,999	リース債務	83,065
その他	461,134	未払金	604,672
貸倒引当金	△1,397	未払費用	659,626
固 定 資 産	5,152,059	未払法人税等	293,578
有形固定資産	3,033,639	未払消費税等	161,295
建物及び構築物	750,280	その他	399,975
機械装置及び運搬具	593,347	固 定 負 債	1,889,391
工具器具及び備品	217,720	長期借入金	987,250
土地	1,229,806	長期リース債務	170,001
リース資産	164,521	繰延税金負債	564
使用権資産	64,121	役員退職慰労引当金	1,008
建設仮勘定	13,843	退職給付に係る負債	405,958
無形固定資産	508,161	資産除去債務	128,759
投資その他の資産	1,610,257	その他	195,849
投資有価証券	474,802	負 債 合 計	9,003,010
長期貸付金	1,070	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	634,502	株 主 資 本	11,443,969
繰延税金資産	130,232	資 本 金	1,170,000
その他	370,865	資 本 剰 余 金	1,346,502
貸倒引当金	△1,216	利 益 剰 余 金	9,435,047
資 産 合 計	20,785,654	自 己 株 式	△507,580
		その他の包括利益累計額	284,565
		その他有価証券評価差額金	99,622
		繰延ヘッジ損益	129,189
		為替換算調整勘定	△23,585
		退職給付に係る調整累計額	79,338
		非支配株主持分	54,108
		純 資 産 合 計	11,782,643
		負債及び純資産合計	20,785,654

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,687,903
売上原価		13,123,672
売上総利益		9,564,230
販売費及び一般管理費		8,663,655
営業利益		900,574
営業外収益		
受取利息	13,458	
受取配当金	19,896	
為替差益	2,064	
スクラップ売却益	10,922	
その他の	19,877	66,219
営業外費用		
支払利息	34,351	
売上割引	10,628	
有価証券評価損	34,173	
その他の	3,211	82,365
経常利益		884,428
特別利益		
固定資産売却益	3,800	
投資有価証券売却益	683	4,483
特別損失		
固定資産売却損	831	
固定資産除却損	9,868	
投資有価証券売却損	115	10,814
税金等調整前当期純利益		878,096
法人税、住民税及び事業税	342,897	
法人税等調整額	△50,457	292,439
当期純利益		585,657
非支配株主に帰属する当期純利益		2,603
親会社株主に帰属する当期純利益		583,053

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	8,947,928	△175,652	11,287,134
連結会計年度中の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△95,934		△95,934
親会社株主に帰属 する当期純利益			583,053		583,053
自己株式の取得				△343,082	△343,082
自己株式の処分		1,644		11,154	12,798
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	－	1,644	487,119	△331,928	156,835
2020年3月31日残高	1,170,000	1,346,502	9,435,047	△507,580	11,443,969

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主 持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価額 差 額 金	繰 延 ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調 整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	160,923	99,829	△9,774	182,084	433,062	52,102	11,772,299
連結会計年度中の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△95,934
親会社株主に帰属 する当期純利益							583,053
自己株式の取得							△343,082
自己株式の処分							12,798
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	△61,300	29,360	△13,810	△102,746	△148,497	2,005	△146,491
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	△61,300	29,360	△13,810	△102,746	△148,497	2,005	10,344
2020年3月31日残高	99,622	129,189	△23,585	79,338	284,565	54,108	11,782,643

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋正伸	㊞
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小出啓二	㊞
--------------------	-------	------	---

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーソー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,376,369	流 動 負 債	7,853,130
現金及び預金	2,996,522	電子記録債務	2,042,396
受取手形	1,081,574	買掛金	1,030,259
電子記録債権	2,008,103	短期借入金	1,140,000
売掛金	4,715,943	一年内返済予定の長期借入金	694,750
有価証券	100,000	リース債務	65,721
製品	1,233,041	未払金	568,218
仕掛品	146,409	未払費用	600,402
原材料及び貯蔵品	1,656,851	未払法人税等	262,042
前払費用	143,786	未払消費税等	136,447
デリバティブ債権	186,152	関係会社預り金	918,367
その他	108,693	その他	394,525
貸倒引当金	△710	固 定 負 債	1,432,736
固 定 資 産	5,455,553	長期借入金	987,250
有形固定資産	2,748,447	長期リース債務	120,687
建物	631,507	資産除去債務	128,759
構築物	48,989	その他	196,039
機械及び装置	458,103	負 債 合 計	9,285,866
車両及び運搬具	22,466	(純資産の部)	
工具器具及び備品	183,188	株 主 資 本	10,317,243
土地	1,229,806	資 本 金	1,170,000
リース資産	160,541	資 本 剰 余 金	1,346,502
建設仮勘定	13,843	資本準備金	1,344,858
無形固定資産	506,944	その他資本剰余金	1,644
ソフトウェア	384,940	利 益 剰 余 金	8,308,320
ソフトウェア仮勘定	69,600	利益準備金	292,500
リース資産	24,381	その他利益剰余金	8,015,820
その他	28,022	買換資産圧縮積立金	40,933
投資その他の資産	2,200,160	固定資産圧縮積立金	71,530
投資有価証券	474,802	別途積立金	4,500,000
関係会社株式	743,499	繰越利益剰余金	3,403,355
関係会社出資金	112,327	自 己 株 式	△507,580
関係会社長期貸付金	40,000	評価・換算差額等	228,812
前払年金費用	491,906	その他有価証券評価差額金	99,622
差入保証金	214,762	繰延ヘッジ損益	129,189
繰延税金資産	58,919	純 資 産 合 計	10,546,055
その他	65,163	負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,831,922
貸倒引当金	△1,219		
資 産 合 計	19,831,922		

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日
至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,560,382
売 上 原 価		13,001,957
売 上 総 利 益		8,558,425
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,817,186
営 業 利 益		741,239
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43,495	
為 替 差 益	6,501	
そ の 他	26,010	76,007
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,438	
売 上 割 引	10,277	
有 価 証 券 評 価 損	34,173	
そ の 他	1,183	76,073
経 常 利 益		741,173
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	864	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	683	1,547
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2	
固 定 資 産 除 却 損	3,318	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	115	3,436
税 引 前 当 期 純 利 益		739,285
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	282,500	
法 人 税 等 調 整 額	△42,795	239,704
当 期 純 利 益		499,580

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計
	資本金	資本剰余金 準備金	その他資本 剰余金	利益剰余金 準備金	その他利益 剰余金(注)	自己株式	
2019年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	—	292,500	7,612,174	△175,652	10,243,880
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△95,934		△95,934
当期純利益					499,580		499,580
自己株式の取得						△343,082	△343,082
自己株式の処分			1,644			11,154	12,798
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	1,644	—	403,646	△331,928	73,362
2020年3月31日残高	1,170,000	1,344,858	1,644	292,500	8,015,820	△507,580	10,317,243

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	
2019年4月1日残高	160,923	99,829	260,752	10,504,633
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△95,934
当期純利益				499,580
自己株式の取得				△343,082
自己株式の処分				12,798
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△61,300	29,360	△31,939	△31,939
事業年度中の変動額合計	△61,300	29,360	△31,939	41,422
2020年3月31日残高	99,622	129,189	228,812	10,546,055

(注) その他利益剰余金の内訳

	買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
2019年4月1日残高	44,109	71,989	4,500,000	2,996,074	7,612,174
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△95,934	△95,934
当期純利益				499,580	499,580
買換資産圧縮 積立金の取崩	△3,175			3,175	—
固定資産圧縮 積立金の取崩		△458		458	—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—	—
事業年度中の変動額合計	△3,175	△458	—	407,280	403,646
2020年3月31日残高	40,933	71,530	4,500,000	3,403,355	8,015,820

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月 29 日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 正 伸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 啓 二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーソー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、監査等委員会で確認の上、審議、検討しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

トーマツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 森 兼 康 博 ㊞

監査等委員 久 保 英 幸 ㊞

監査等委員 江 角 英 樹 ㊞

(注) 監査等委員久保英幸及び江角英樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額44,525,870円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。当社は、2018年11月より独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、本議案につき答申を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	まえ かわ けい じ 前 川 圭 二 (1958年7月2日生)	1983年4月 当社入社 2004年4月 当社製造副本部長 2009年4月 当社経営企画室長 2011年4月 当社経理部長 2013年6月 当社執行役員経理部長 2014年6月 当社取締役経理部長 2015年4月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社代表取締役社長(現任)	42,500株
2	けっ そく ただし 結 束 正 (1960年6月14日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社九州ブロック長 2011年4月 当社大販営業部長 2012年4月 当社営業副本部長 2013年4月 当社営業本部長 2013年6月 当社執行役員営業本部長 2014年6月 当社取締役営業本部長 2019年6月 当社専務取締役営業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) サイレントグリス(株) 代表取締役会長 トソーサービス(株) 代表取締役会長	27,033株
3	や え し ま ま こ と 八重島 真 人 (1967年3月8日生)	1989年4月 当社入社 2012年4月 当社特販営業部長 2015年4月 当社営業副本部長 2015年6月 当社執行役員営業副本部長 2019年4月 当社執行役員管理本部長 2019年6月 当社取締役管理本部長(現任)	10,733株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	※ 堀 住 浩 一 (1960年7月27日生)	1984年4月 当社入社 2010年4月 当社情報システム室長 2015年4月 当社経理部長 2018年6月 当社執行役員経理部長(現任)	20,050株
2	く ぼ ひで ゆき 久 保 英 幸 (1954年11月1日生)	1985年4月 弁護士登録 1991年6月 久保法律事務所入所(現任) 2008年6月 当社監査役 2010年10月 公益財団法人日弁連法律研究財団常務理事(現任) 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	-株
3	え すみ ひで き 江 角 英 樹 (1969年12月9日生)	1995年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 1998年8月 公認会計士登録 2005年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)退職 2005年9月 (株)コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング入社 2005年9月 同社執行役員(現任) 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	-株

- (注) 1. ※は、新任の候補者です。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者堀住浩一氏の所有する株式の数はトーソー社員持株会を通じての保有分が含まれております。

4. 久保英幸氏および江角英樹氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって久保英幸氏および江角英樹氏は4年となります。
5. 久保英幸氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には引続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 久保英幸氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し法律の知識や経験を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
7. 江角英樹氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には引続き独立役員として届け出る予定であります。
8. 江角英樹氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
9. 久保英幸氏および江角英樹氏の選任が承認された場合、当社は取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨を定めており、当該契約の内容は、職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
お ぎ き たかし 尾 崎 毅 (1962年 5 月 29 日 生)	1995年 4 月 弁護士登録 2004年10月 山田秀雄法律事務所入所 パートナー弁護士 2005年 1 月 山田・尾崎法律事務所 パートナー弁護士(現任)	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 尾崎毅氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 尾崎毅氏につきましては、長年の法律事務所勤務で培われた法律知識を、社外取締役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 尾崎毅氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 当社は、尾崎毅氏が取締役に就任された場合には、当社は取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨を定めており、当該契約の内容は、職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものであります。これにより尾崎毅氏が社外取締役に就任された場合には、社外取締役として当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
6. 尾崎毅氏が、社外取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して届け出る予定です。

以 上

[illegible]

第80回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園三丁目 3 番 1 号
東京プリンスホテル 2階 サンフラワーホール
電話 03-3432-1111（代表）



交通 都営地下鉄三田線 御成門駅（A1出口）から徒歩1分
都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅（A6出口）から徒歩7分
JR線・東京モノレール 浜松町駅（北口）から徒歩10分
日比谷線 神谷町駅（3番出口）から徒歩10分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。